

出生届を提出される方へ

R6.12改訂

お子様のお誕生、おめでとうございます。

マイナンバーを証明する書類として、マイナンバー入りの住民票が必要な方は交付できますので、後日窓口へお越しください。住民票が瀬戸市にない方は、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

◎お子様のマイナンバーカードについて

1歳未満の方は顔写真のないマイナンバーカードが交付されます。顔写真がないものであっても、有効期限は申請してから5回目のお誕生日までです。

顔写真のついたマイナンバーカードを希望される場合は1歳のお誕生日を迎えてからご申請いただく必要があります。

◎マイナンバーカードの申請について

お子様の個人番号通知書が、後日郵送されます。お手元に届くまでしばらくお待ちください。個人番号通知書の中に申請書が同封されており、郵送やスマートフォンでの申請が可能です。申請してから約1か月後に「マイナンバーカード交付通知書」がご住所地宛に届きますので、市役所へ受取にご来庁ください。

■マイナンバーカードの「特急発行」について

「特急発行」とは一定の条件を満たす方に対して、申請から最短1週間以内にマイナンバーカードを発行し、ご住所地等に郵送（※）する制度のことです。

1歳未満の方で特急発行を希望される場合は、出生届と同時に申請をすることができます。出生届と同時に申請を行わない場合で、特急発行を希望される方は別途お問い合わせください。

※ 住所や氏名にデータ上自動変換できない文字（外字）が使用されている方は、郵送ではなく市役所での受取になる場合があります。

■お問い合わせ先

○国のコールセンター

<総合フリーダイヤル> 0120-95-0178

<全国共通ナビダイヤル> 0570-783-578

平日 9時30分から20時00分まで

土日祝 9時30分から17時30分まで

（年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

○マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



○瀬戸市役所 市民課 マイナンバー担当

0561-88-2590 平日 8時30分から17時15分まで

マイナンバー（個人番号）カードのご案内

①マイナンバーカードについて

- ◆公的な本人確認書類として利用できます。
- ◆健康保険証として利用できます。（※別途医療機関等での利用申込が必要）
- ◆マイナンバーカードのカードの記載内容に変更があった場合、（引っ越し、氏名変更など）市役所窓口で手続きが必要です。（券面変更）

暗証番号を枠内に記入し、
この用紙は大切に保管してください。



②パスワードと暗証番号について

1利用者証明用電子証明書

健康保険証利用、コンビニ交付サービス、マイナポータルの認証時に使用します。

2住民基本台帳用【必須】

住所や氏名の変更などの手続きの際に使用します。

数字4桁で設定してください。

1 2 3は、3つとも同じ

暗証番号でも設定可能です。

3券面事項入力補助【必須】

各種届出時の氏名、住所等の入力補助のために使用します。

- ・生年月日や電話番号などの予測しやすい番号の使用はお控えください。
- ・1 2 3は3回連続して誤るとロックがかかります。パスワード・暗証番号の初期化、およびロック解除は市役所市民課でお手続きください。

③マイナンバーカードを紛失した場合

- ◆カードを紛失した場合や盗難にあった場合は・・・

1.国の総合フリーダイヤル（0120-95-0178・24時間365日受付）へご連絡ください。

2.最寄りの警察署へ紛失届を出して受理番号を聞いてください。

3.住民票のある市区町村の窓口に紛失の届出をしてください。

（ご自宅内で紛失した場合、「2.警察署への届出」は必要ありません）

- ◆紛失、破損した場合や、転出入の際、更新手続きをせずにカードが廃止になった場合、カードの再発行手数料800円（電子証明書が必要な場合は+200円）が必要です。